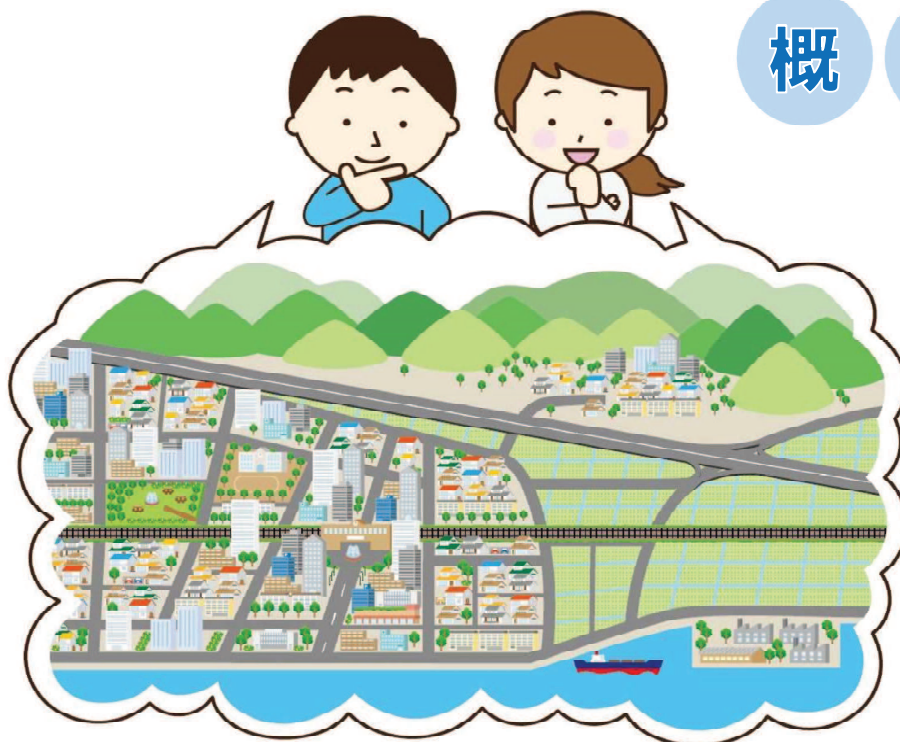


愛知県都市計画道路見直し方針

概 要 版



都市計画道路は、暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに大きく寄与してきました。

一方、最近では、いよいよ人口減少社会が現実のものになり、財政状況が厳しくなるなど道路整備を取り巻く社会経済情勢が変化してきており、時代の流れに対応した道路計画の見直しが求められているところです。

このような状況の中、未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、本方針をとりまとめました。

今後、本方針に従い、本県と各市町村が相互協力のもと、地元の合意形成を図りつつ、都市計画道路の見直しを進めていきます。

都市計画道路の現状と課題

- 本県では、平成29年3月31日現在、約5,000kmの都市計画道路が計画決定されていますが、その内約1,360kmが未整備のまま残っており、近年の整備実績を考慮すると全線整備までかなりの年月を要します。
- これら未整備区間の多くは高度経済成長期までに計画決定されたものであり、計画決定時から現在にかけて社会経済情勢などが変化してきていることから、計画の必要性などを再検証する必要があります。

道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化

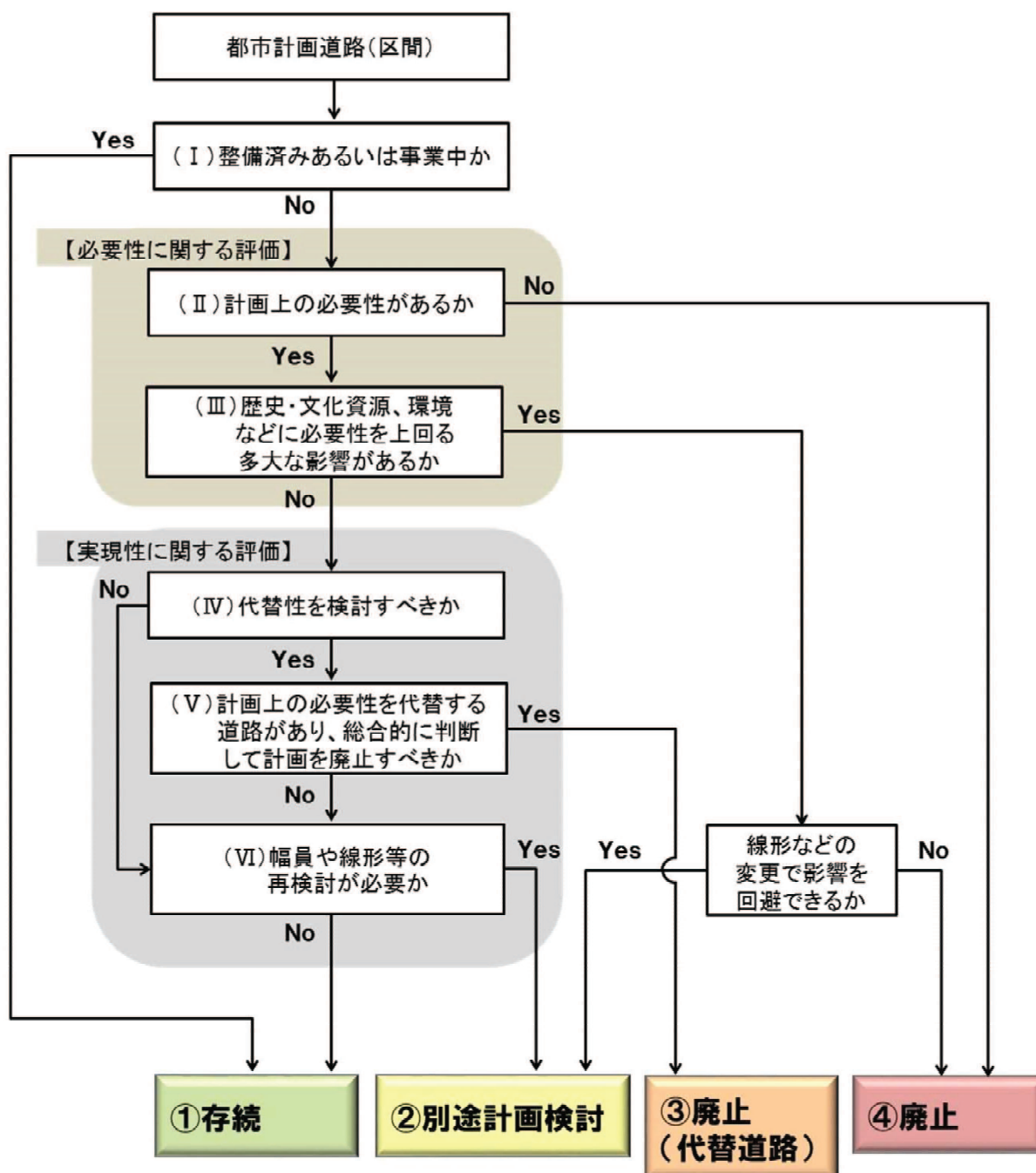
- (1) 人口減少・超高齢社会の到来
- (2) ピークを迎える自動車トリップ数
- (3) 厳しい財政状況、加速するインフラの老朽化
- (4) 大規模災害発生リスクの高まり
- (5) 広域道路及び都市・地域間道路ネットワークの形成
- (6) 歴史・文化資源、環境の保全
- (7) 建築制限に対する新たな司法の見解

都市計画道路の見直しの検討手順

基本的な考え方

- (1) 未着手区間について見直しを検討
- (2) 社会経済情勢の変化などを考慮して必要性を検証
- (3) 財政負担の軽減、既存ストックの有効活用を考慮して代替性を検証

見直し検討フロー



※廃止については、交通量推計により影響を検証

検討フローにおける判断基準

都市計画道路（区間）

- ・適宜、必要性などを検証する区間を設定
※主要な道路との交差点、区域区分の境界、整備済みの区間の境界等を考慮

（Ⅰ）整備済みあるいは事業中か

- ・整備済み、事業中の区間を確認することにより未着手区間を抽出

（Ⅱ）計画上の必要性があるか

- ・市街化区域⇒交通機能、空間機能、市街地形成機能より判断
- ・市街化調整区域⇒交通機能より判断
※ただし、沿道における人口の集積状況などにより、空間機能、市街地形成機能を評価することもあり得る。

①交通機能	②空間機能	③市街地形成機能
都市内や都市間等の円滑な移動を確保する機能 	都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）などの収容空間を確保する機能 	都市構造を形成し、街区を形成する機能 

（Ⅲ）歴史・文化資源、環境などに必要性を上回る多大な影響があるか

- ・計画上の必要性を大きく上回るデメリットがあるか否か
※ただし、計画の変更、廃止による周辺への影響を確認した上で判断

（Ⅳ）代替性を検討すべきか

- ・事業の見通しや周辺の道路状況などから代替性を検討すべきか
※事業の見通しについては、近接区間の整備状況や用地取得状況を考慮

（Ⅴ）計画上の必要性を代替する道路があり、総合的に判断して計画を廃止すべきか

- ・計画上の必要性を代替し得る道路があるか否か
- ・代替道路や未着手区間の状況等を総合的に勘案
※道路：今後整備する都市計画道路含む

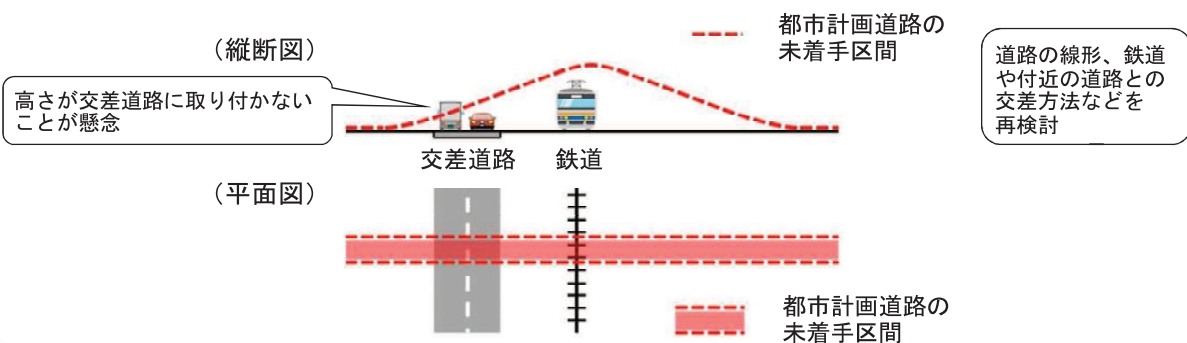
（Ⅵ）幅員や線形等の再検討が必要か

- ・技術的に計画どおりに道路築造することが可能か
- ・まちづくりなどの観点から、幅員や線形等の再検討が必要か

都市計画の変更、廃止が考えられる事例(イメージ)

②別途計画検討

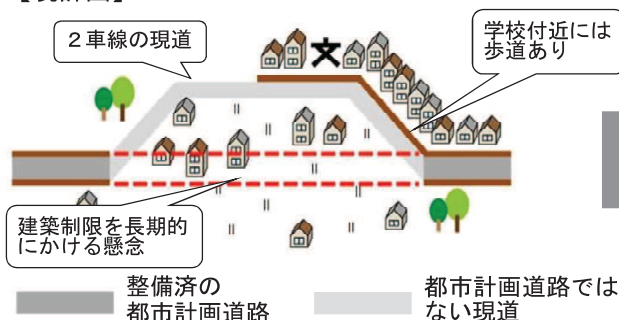
◆鉄道と交差道路が近接しており、高さを取り付かないことが懸念されるケース



③廃止(代替道路)

◆付近に機能を代替する現道があるケース

【現計画】



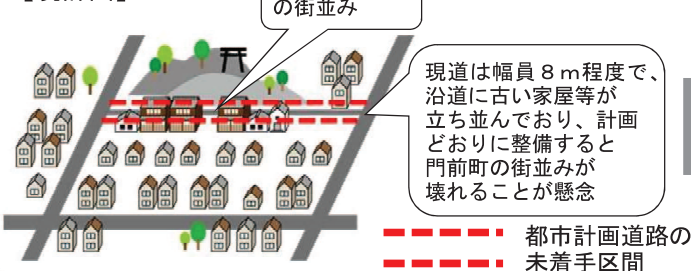
【変更後の計画】



④廃止

◆貴重な歴史・文化資源に道路計画がかかるケース

【現計画】



【変更後の計画】



問い合わせ先 愛知県建設部都市計画課 街路・都市防災グループ

〒460-8501(住所記入不要)

電話 052-954-6517 FAX 052-954-6942 Eメール toshi@pref.aichi.lg.jp